

平成30年第4回定例会 総務委員会会議録

平成30年12月14日

午前10時～午前11時10分

全員協議会室

出席者氏名

札野 章俊	委員長	大竹 昇	副委員長
深沢 幸子	委員	滝沢 健一	委員
後藤 敦志	委員	杉野 五郎	委員
大野誠一郎	委員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	荒井久仁夫
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	黒田智恵子
危機管理監	出水田正志	会計管理者	松田 浩行
危機管理課長	猪野瀬 武	法制総務課長	落合 勝弘
人事課長	菊地 紀生	財政課長	岡田 明子
情報管理課長	八木下昭弘	契約検査課長補佐	石島 信
秘書課長	大久保雅人	企画課長	森田 洋一
シティセールス課長	松本 大	道の駅・牛久沼プロジェクト課長	由利 毅
会計課長	大和田英嗣	監査委員事務局長	谷川 登
人事課長補佐	川崎 幸生（書記）		

事務局

次 長 松本 博実 主 幹 深沢伸一郎

議 題

議案第1号 市町の境界変更に関する議決事件の変更について
議案第2号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議に関する議決事件の変更について
議案第14号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
議案第15号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
議案第22号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について
議案第29号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第31号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事
項について

札幌委員長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

それではただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第14号、議案第15号、議案第22号の所管事項、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の所管事項、以上9案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭にまた質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議案の審査に入ります。

初めに議案第1号 市町の境界変更に関する議決事件の変更について、及び議案第2号 市町の境界変更に伴う財産処分に関わる協議に関する議決事件の変更について、の2案件については、龍ヶ崎市と利根町との境界変更に伴う議決事件の表記の一部修正であります。関連しておりますので一括して説明を受け審査を行い採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは、議案第1号 市町の境界変更に関する議決事件の変更について、及び市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議に関する議決事件の変更について、説明をさせていただきます。

この2つの議案は本年第2回市議会定例会で議決を受け、承認をいただいた利根町との行政界と財産処分の変更に関する議案です。

龍ヶ崎市と利根町との行政界を跨ぐ形で実施されました県営経営体育成基盤整備事業利根北部地区土地改良事業に伴うもので、地方自治法第7条の規定に基づき議決を受けたものです。

議決後は龍ヶ崎市と利根町との連名により茨城県知事に申請し、知事が茨城県議会の議決を経て総務大臣へ届け出る手続きとなっております。

本年7月に茨城県市町村課へ申請を行い受理されたところですが、その後茨城県から境界変更調書と境界変更に伴う財産処分に関する協議書中の表記の一部修正を求める依頼があったことから、その修正依頼に基づく境界変更と財産処分の変更について、改めて議会の議決を求めるものです。

変更する境界や財産処分の内容に変わりはありません。表記のみを改めるものです。

なお、今回の議決事件の変更に伴い境界変更の効力発生時期は平成31年4月1日から平成31年7月1日となる予定でございます。

以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員

龍ヶ崎市のものが利根町になり、利根町のものが龍ヶ崎市になる。境界の部分ですけども。これは、登記までしますよね。登記。

落合法制総務課長

登記についてであります。登記については換地処分の際に事業主体であります稲敷土地改良事務所で一括して登記をすると聞いてございます。

大野委員

こういった土地改良をやる場合には、ここに書いてある水路。つまり水路・道路。法定外公共物的ということで昨日質問したわけですが、そうしますと、この時点では、龍ヶ崎市のものは龍ヶ崎市。利根町は利根町のものとして、いわゆる水路・道路、法定外公共物というのは、そのようになるわけですか。

落合法制総務課長

境界が確定した時点で利根町それから龍ヶ崎市にそれぞれ法定外公共物は引き継がれることとなります。

大野委員

引き継がれることは当然だと思います。いわゆる登記上もきちんと表記されるものですかという質問です。

落合法制総務課長

地番のある民有地の田んぼにつきましては登記がされますけれども、無番地のものにつきましては、そのまま無番地の表記であります。管理区分が利根町と龍ヶ崎市にそれぞれ分かれるということでございます。

ですので、具体的に無番地の土地を、龍ヶ崎市にそれから利根町にという形での登記という形にはならないというふうに考えております。

大野委員

課長、ならないというのはおかしいかなと思うんですよね。おそらく。ちょっと聞きますが、今交換しようと、古い時の龍ヶ崎市でも結構ですが、おそらく水路・道路は、法定外公共物として移管されたものだと思いますが、いかがですか。

落合法制総務課長

それぞれに、龍ヶ崎市と利根町に法定外公共物として移管されたものでございます。

大野委員

移管されたものでありますので、こういう機会になかなかわざわざ登記をすることは、例えば今龍ケ崎市から利根町に行くものに関して、龍ケ崎市として登記はなされていないと思うんですね、いわゆる無番地ということ。

しかしながら法定外公共物として移管されていると。ですから、こういう時にすべて測量から何からすべて換地処分するときにやるわけですね。

ですから、こういうときに利根町から境界変更で龍ケ崎のものになるものに関しては、龍ケ崎市のものは龍ケ崎市、利根町のものは利根町のものとして、登記されるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

落合法制総務課長

無番地でありますので、今回の境界変更に伴いまして利根町と龍ケ崎市にそれぞれ所有が変わるということにはなりますが、具体的に無番地の土地が龍ケ崎市というふうな形の登記がなされるかということにつきましては、すみません今ちょっとお答えすることができませんので調査をさせていただいて後程ご回答させていただければと思います。

大野委員

無番地のものは番地をおこせばいいわけですね。すべてそのようになるわけなんです。ですから、それが通常ですとわざわざ測量、大変なお金をかけて測量をして、登記をするわけですが、こういう機会をとらえてできれば、そういった法定外公共物も登記するような形でいくのがよろしいんじゃないかと思っておりますので検討を一つお願いしたいと思います。

札幌委員

他に質疑ありませんか。

後藤委員

それでは、お願いします。今回の議決事件の変更で境界変更及び財産処分の内容自体に変更ないということですが、ただ茨城県から表記について一部修正の依頼があったということで、この修正については新旧対照表見ればわかるわけですが、具体的になぜこの表記が必要だったのか、その理由教えていただけますでしょうか。

落合法制総務課長

修正箇所につきましては、新旧対照表で下線が引かれた箇所にはなっておりますが、こちらにつきましては、まず、龍ケ崎市に編入する区域の中で、そちらの下線で引かれています末尾記載の無番地の水路の所在する場所を具体的に示すために修正を行っておるものでございます。

また同様に利根町に編入する区域の中で、同様に末尾記載の無番地の水路の所在する場所をより具体的に示すために修正を行ったということでございます。水道の位置を隣接する地番で表示しまして位置を具体的に表示してわかりやすくしたという形でございます。

後藤委員

はい、わかりました。6月の議決の時点での文書では無番地のところの具体的な場所が特定できないような表記であったから、それについては具体的に表記するようという変更の依頼があったということですね。

これ6月に。議会の議決6月20日に議会の議決を経たわけですけども、その際に、事前に茨城県と内容についての打ち合わせ等があったのでしょうか。

落合法制総務課長

第2回定例会に議案を提出する前段におきまして、本事業の主体であります、茨城県稲敷土地改良事務所、そして利根町、本市それから茨城県市町村課の4者による事前協議、それから内容の確認作業を複数回実施しておりまして、その中で区域、面積、地番、文言等の確認を行いまして、最終的に茨城県市町村課の了解を取り付けた上で議案として上程をしたところでありました。

後藤委員

わかりました。当事者4者間でしっかりと協議した上で6月20日に議決を経たわけですけども、その後の6ヶ月ぐらいですかね、6ヶ月の間で、県の方で精査していただいた上で、少し不備があったということですね、わかりました。理解いたしました。

以上です。

杉野委員

先ほどのお二人の質問の中で、無番地の土地の存在ということで、説明の中にもありましたけれども、水路がほとんどということで理解してよろしいのでしょうか。

落合法制総務課長

水路の位置を明確にするために修正をしたということでございます。

杉野委員

もう1点。水路の面積というのは、ここに記載されている面積3万451.30平米とありますけれども、水路の面積は、どの程度あるんでしょうかね。

落合法制総務課長

水路の面積でございますが、まず龍ヶ崎市に編入する区域の中での水路につきましては、合計しますと1,464平米でございます。

それから利根町に編入する区域の中に含まれている水路につきましては3,975平米でございます。

杉野委員

境界についてはね、やっぱりこういう機会にやらないと、いつまでも、境界がどこだっていうのが、はっきりしないと思いますので、今後も詰めていただければと思います。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大野委員

先ほどの私の発言ですが、水路というものを強調してしまいましたけども、いわゆる法定外公共物の道路・水路という意味でひとつご検討をお願いしたいと思います。登記をするようにという形ですね。

登記がしてあれば、こういうような一部が全部にきなさいとか、地先どうのこうの。隣接と。こういった表記の違いというものがないわけです。本来ですと、地番通りのものを記載すればそれで事足りるわけです。そういうわけで、一つお願いしたいと思います。

札幌委員長

ほかによろしいですか。

別がないようですので採決いたします。採決は個別に行います。議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第14号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、及び議案第15号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、の2案件につきましては牛久市及び利根町それぞれとの公の施設相互利用に関する協定について、本市の施設「まいん」を対象から削除するものであります。

関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは執行部から説明願ひます。

龍崎市長公室長。

議案書34ページになります。議案第14号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、そして議案書の38ページになります。議案第15号、利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の

変更についてでございます。

新旧対照表については10ページ11ページにお示しをしております。

牛久市及び利根町とそれぞれ締結をしております公の施設、相互利用に関する協定。最初は平成14年12月議会で議決をされたものでございますけれども、その後、施設の名称の変更、或いは追加、或いは除外こういった形でこれまでも数度となく変更させていただいております。

今回につきましては別表に示されております相互利用できる施設のうち、当市の施設これを除外しようとするものでございまして、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお「まいん」につきましては、本年第3回市議会定例会におきまして、龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例、この議決を受けたものでございます。

今回の変更によりまして、龍ヶ崎市の相互利用できる施設、これについては19施設になります。牛久市は9施設、利根町は10施設となっております。

また適用につきましては、平成31年1月1日からとなるものでございます。

以上でございます。

札野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員

牛久市と利根町とのこういった相互利用に関する協定書ということでもって協定しておりますけれども、これについての利用状況的なものは把握していらっしゃるのでしょうか。

森田企画課長

利用状況といいますと龍ヶ崎市の方が例えば牛久市の施設を使用するというものでございますか。

まず利用状況についてでございます。龍ヶ崎市は利用料金の方は同一料金、市内も市外も同一料金が多いのですが、牛久市の場合は市外の方と市内の方の料金区分が違ふところがあります。そういう中でですね、まず一番龍ヶ崎市が多く利用している牛久市の図書館につきましては、龍ヶ崎市民の方が29年度ベースで言いますと約2万7,000冊。龍ヶ崎市の方が貸出を受けているというなことでございます。その他ですね、牛久の運動公園の卓球場やテニスコートなどの利用も比較的多い状況でございます。

それから利根町の施設につきましては、やはり図書館の貸し出し本数の割合が約10%龍ヶ崎市の方が貸し出しの本を借りている状況でございます。その他にですね、多目的ホールや音楽室などもあります生涯学習センター、それから上曽根運動公園及び四季の丘第2公園にあるテニスコートなども比較的龍ヶ崎市の方が利用しているような状況でございます。

以上でございます。

大野委員

逆に龍ヶ崎市の施設を利根町の方、牛久市の方が利用するということはどういったところが多いのですか。

森田企画課長

龍ヶ崎市の施設の場合ですと基本的には同一料金という施設が多いので、区分が別れていなくて、利用の方がわかりづらいところもありますが、一概に多いところとしては、湯ったり館とかですね。市外の方や牛久市の方が利用している件数が多いような状況でございます。

また、総合体育館のアリーナやたつのこフィールド、たつのこスタジアム、その辺が市外の方が龍ヶ崎市の方と同じような形で使用されている状況でございます。

大野委員

先ほどお話ししました、湯ったり館は、別に関係ないでしょ。ゆったり館は別に、すべての市外の人もね、市内の人と同じですよ。

森田企画課長

その通りでございます。ゆったり館につきましては相互利用に入っておりませんので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

札幌委員

ほかにありませんか。

森田企画課長

大変失礼いたしました。湯ったり館につきましても、相互利用に入っております。

大野委員

湯ったり館は特に市内市外の料金の差はないですよ。わかりました。

後藤委員

今のところの続きですけれども、具体にはちょっとわからないのですが、まさにこの議題となっている「まいん」は利根町と牛久市の方がどれくらい、数字はでないと思うのですが、どれくらいだったのかわかれば教えていただきたいのと。

もう1点はこの9月に廃止の議決がされたわけですが、こういった公の施設の相互利用に規定されている施設を廃止する場合、こういった牛久市や利根町といった協定を結んでいるところに、事前に協議なんかあるのか。逆に言えば、牛久市や利根町が当市と協定を結んでいるような施設を廃止する際には、議会の議決を経る前に事前に協議があるのか、その辺どうなっているのか教えてください。

森田企画課長

まず「まいん」の利用状況でございますけれども、これまで「まいん」につきまし

ては年間約3万5,000人程度の利用いただいておりますが、こちらにつきましては、市内外の区分はしておりませんので、そちらでの区分の利用状況っていうのは把握できない状況でございます。

それからコミュニティールームの方もですね、「まいん」の施設ということで、施設の方が相互利用になっておりますけども、こちらにつきましても基本的には龍ヶ崎市内の方がほぼ利用という形での数字になっております。

それからこれまでの事前協議ということですけども、今回「まいん」の施設を廃止するような条例が9月にあがりまして、そのあと牛久市と利根町と協議を行っております。それで牛久市と利根町も12月の議会に提案していただいております。19日が閉会の方が牛久市さん、利根町は20日でございますので、その議決受け次第、協定書を変更する予定でございます。

以上でございます。

後藤委員

ということは廃止の議決後に、牛久市と利根町とお話したということで、例えば「まいん」を廃止するっていうことを検討している中で、相互利用しているところと事前に協議っていうのはないということですね。廃止後に協定を結んでいるところと協議をするっていうような流れですね。

森田企画課長

今回の場合ですね、廃止条例が9月の提案でございましたので、そちらの議決が確定してから牛久市と利根町に協議を持ち込んで協議したところでございます。

以上でございます。

札幌委員

ほかにありませんか。

大野委員

協定書ということですが、今いろいろ話を聞いた中で、市内市外が同一料金のものも、こういった協定書に入れるという、その意味は、どんなところがあるでしょう。

森田企画課長

この相互協定のまず目的でございますけども、各自治体が持ちます文化とか、スポーツ施設などの公の行政財産をですね、相互的に利用することで、住民の利便性の向上や施設の利用促進を図るということも目的でございます。

その中でですね、使用料とか利用制限とか申し込み開始とか、そういうものが、それぞれの施設によって区分されてございます。特に使用料が同じ料金でもですね、申し込み期日が市内と市外で区分している場合もございますので、そういう面においても、同じ市民としての取り扱いが相互協定によって、利用が図れるというようなこともございますので、こちらの協定を結んでいるという状況でございます。

以上でございます。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別になさうですので採決いたします。

採決は個別に行います。

議案第14号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第15号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号、平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第22号、平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。この補正予算ですが規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億224万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億4571万6,000円とするものでございます。12・13ページ、歳入の方をお開きください。上から3番目です。地方交付税でございます。地方交付税につきましては平成30年9月算定分の震災復興特別交付税354万7,000円を新規に計上いたしております。

次のページをお願いいたします。給付金でございます。一般寄附金です。これは馴柴小学校児童への教育活動に活用して欲しいという趣旨で、市内事業所からご寄附をいただいたものでございます。同額を歳出の教育費、小学校教育振興費の方に計上いたしております。続きましてその下です。基金繰入金です。まず、公共施設維持整備基金繰入金です。これは、たつのこアリーナのトイレ改修に活用するため増額計上をしたものです。歳出では33ページの総合運動公園リニューアル事業の方に計上いたしております。その下、みらい育成基金繰入金です。これは、（仮称）まちなか再生プラン策定委託料に活用するため増額計上をしたものでございます。歳出では27ページの市街地活性化対策費に計上いたしております。その下繰越金です。一般会計繰越金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため計上をいたしたものでございます。

続きまして歳出です。次のページをお開きください。まず、職員給与費について申し上げます。職員給与費につきましては、時間外勤務手当、退職手当、扶養手当、住居手当の増及び、標準報酬月額の時改定に伴う共済費の減が主な内容となっております。これ以降、個別の説明につきましては、割愛をさせていただきます。それでは総務費の総務管理費、一般管理費、上から2段目、臨時職員等関係経費です。まず

1 番の報酬と 7 番の賃金でございますが、これは職員の療養休暇等によって、その補充が必要となった場合の臨時職員等の雇用分を見込んだ上で、不用額を減額いたしましたものでございます。4 番の共済費につきましては実雇用数で計算し不足分を増額したものでございます。次は財産管理費です。管財事務費の委託料でございますが、これは竜ヶ崎二高下で隣地に伸びている市有地内の越境木の剪定費用を計上いたしましたものでございます。

次のページお願いいたします。総務費の選挙費でございます。市議会議員選挙準備費でございます。これは平成31年1月に予定されております市議会議員一般選挙の準備経費を計上したものでございます。報酬につきましては選挙管理委員会の委員報酬でございます。会議は2回分計上いたしております。委員長報酬につきましては3回分計上しております。その下、職員手当等でございます。これは選挙準備に係る時間外手当と管理職員特別勤務手当分を計上してございます。報償費です。これはポスター掲示場を設置させていただくお宅への謝礼でございます。図書カード2,000円分相当をお配りしております。そしてその下の需用費です。消耗品費としまして、選挙運動用の交付物品の購入で103万6,000円です。それと印刷製本費といたしまして、投票用紙の印刷ポスター掲示場の位置図の印刷、その他諸用紙の印刷代を53万6,000円計上いたしております。役務費につきましては通信運搬費で立会人等への通知郵送料を計上したところでございます。28・29ページをお開きください。

出水田危機管理監

下から二つ目はここでございます。消防費、消防施設費でございますが消防施設等管理費ということで、今回の台風24号の強風で第7分団の宮淵町、それから第5分団4部貝原塚町の消防小屋のシャッターと外壁等の破損の修理費用でございます。

6 ページをお願いします。

荒井総務部長

6 ページ、第4表債務負担行為の補正です。この補正でございますが全体で83件を追加しております。これは来年度当初、或いは来年度早期に契約の履行が必要なものについて、本年度中に適正な契約手続きを行うためのもので、履行期間が複数年度にわたるものが8件、単年度のもので75件となっております。そのうち建設事業の早期発注。次年度当初からの着工による工事の平準化に資するため、今年度中に契約事務を行うものは2件となっております。

それでは総務委員会所管の債務負担行為について申し上げます。まず6ページから申し上げます。会議録検索システム利用及び更新業務委託契約、それとその下、議場映像・音響設備保守業務委託契約、人事給与システム保守業務委託契約、人事評価制度研修業務委託契約、一つ飛びまして発注者支援データベースシステム利用契約、平和祈念式典等派遣業務委託契約、例規集システムデータベース利用及び更新業務委託契約、その下広報等印刷製本及び配送業務委託契約、二つ飛びまして行政実務解説検索システム利用契約、庁舎設備管理にかかる業務委託契約、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約、住民情報基幹系システム運用サポート業務委託契約。抜けました。真ん中下です。佐貫駅東口デジタルサイネージ運用業務委託契約、メール配信サービス利用契約。7ページにいきまして、事務用機器保守にかかる業務委託契約、

総合福祉システム利用契約。地域イントラネットシステム等にかかる業務委託契約。会議録作成システム利用契約、団体内統合宛名システム保守業務委託契約、旧北文間小学校管理にかかる業務委託契約、市議会議員選挙にかかる業務委託契約、次のページです。上から6番目です。電子納品ソフト保守等業務委託契約。そして、真ん中辺になります、防災行政無線保守業務委託契約。

以上となります。以上で説明を終わります。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

はい、ありがとうございます。15ページの一般寄附金です。本当にありがたいお話で、嬉しいかぎりですけども、こういうことってというのは前にもあったのでしょうか。

また馴染小学校の教育にということで寄附いただいたということですが、背景がありましたら教えていただきたいなと思います。

岡田財政課長

前にもあったかという話ですけども、学校にご自分の母校とか、近所だとかということで、一般の家庭や企業から寄附があったという事例は以前にもございます。ただ、一般寄附という形でお金でいただける場合もございますし、あとは学校に直接物品などで寄附する場合は予算計上されませんので、こういう形でお金で一般寄附金でというのは、珍しいのかなと感じております。

また背景につきましては、近くの企業の方からの寄附ですが、詳しくは伺っておりませんが、特に馴染小学校にということで、寄附をいただきました。

深沢委員

ありがとうございます。何かしら背景があると思いますので、聞いていただけたときに教えてください。続きまして、17ページの01022300管財事務費の中で、竜ヶ崎二高から伸びている枝という話がありましたけど、もう少し具体的に教えていただけますか。

岡田財政課長

竜ヶ崎二高の法面の下に第一アグリ株式会社竜ヶ崎支店がありますが、その後ろ側の土地が、市の普通財産というか市の土地になっておりまして、そこにはえている樹木の枝が伸びまして、第一アグリの敷地内の方に出ているということで、それを伐採するものでございます。

毎年というのではなく、何年かに一度、大きく枝が伸びてきたときに伐採するような形でやっております。

深沢委員

二高のこの法面って周りの方から危ないんじゃないかと木が伸びたとかってそういう、いろいろな話を聞くんですけども、それ以外に二高でそういう申し出がなかったですか。

岡田財政課長

二高の敷地につきましては、市の土地と県の土地、それから民間の土地と、いろいろ入りくんでおるところでございまして、そういうクレーム等があった場合には、学校の方や、民有地の方と協議をしながら、適正な対応を取るようにはしているところ です。

深沢委員

ありがとうございます。ご近所の方にお聞きしたところなので、本当かどうかよくわからないんですけども、市の方と県の方と、それはいるとかいないとかこの土地は市の方にもらって欲しいとか、もらいたくないとかっていう話があって、なかなか法面のところが、綺麗にならないんだなって話もありました。周りの方にすれば、市の土地だろうが県の土地だろうが何か危ないときには対応してもらいたいというふうな話もありましたので、また検討してください。

よろしくお願いします。以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

後藤委員

私も1点だけ、今あったところですけど15ページの一番上の一般寄附金について、お聞きしたいんですけども。歳出のほうは所管外になってしまうかと思うんですけども、この寄附者の意思の反映っていう点では、具体的に何になったんだろうと、どういふものに使われているのかっていうことをお聞きしたいのですが、歳出の31ページです。

岡田財政課長

具体的には、歳出の31ページ、小学校教育振興費の中の需用費と備品購入費、ここの中になっております。具体的にはですね、少々お待ちください。具体的には需用費の方が竹馬ですね、それと備品が電子黒板、後はデジタル教科書の購入費ということになっております。

後藤委員

電子黒板ということは、そもそもこういった導入は、当市ですてきたわけですけども、他の小学校に比べて、より馴染小学校については今回の件で充実するということですか、それとも当初から計画されていた予算が、財源が振り変わったっていうわけではなくて、しっかりと馴染小学校の方は、寄附のおかげで他のところより充実したという理解でよろしいのでしょうか。

岡田財政課長

こちら一般寄附金を寄附した方のご要望で、学校の方に寄附があつて学校の方でこういうものが欲しいんだよということで予算づけをしましたので、そういう意味で言えば、普通の一般財源でそれぞれの学校に配分しているよりは、その分は多くなっているということです。

後藤委員

ありがとうございます。この使途については、寄附いただいた方には、当然こういうものだとお知らせしているのですね。わかりました。続けてですけども、さきほどありましたけれども、一般寄附金ですと明確にしたような寄附は珍しかったというお話でしたが、今後の対応って言いますか、これまでの対応でもそうでしょうけれども、金額の多寡に関係なく同じように対応していただけるのかなっていうところなんですが、今回100万円という大きな金額ですので、寄附者の方の意思ってというのが明確に反映されて、使途になっていると思うのですが、例えばこれが5千円、1万円の寄附であっても、寄附していただいた方の意思が明確に歳出のほうでしっかりと反映していただけるのか、対応としてはどうなっていくのでしょうか。

岡田財政課長

一般寄附金ですので、使途が縛られるわけではないんですね。あくまで寄附した方がそういうふうに望んでいるということ、そういう意思表示をしていただいている寄附ですけども、それに使わなければ、縛られるものではないんですね、あくまでも希望としてこういうものを使って欲しいというのを、市の方でその辺を組んで予算付けをするということです。

ですから、5千円とか1万円とかの少額の寄附でありましても、ご要望の中に福祉に使うって欲しいとか、こういうことに使って欲しいとかっていうふうな、そういうものがありました場合には、そちらに充てるような対応はとりたいと思うんですけども。後藤委員おっしゃいましたように、少額で一般財源ということになると、紛れてしまいますので、例えば鉛筆1本、それで購入したというような予算の表記は基本的にはできないということになるかと思えます。

札野委員長

よろしいですか。

別にないようですので採決いたします。議案第22号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札野委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第29号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の

採用等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項について、以上4案件については、平成30年の人事院勧告等に基づき市職員の給料月額等について、国家公務員と同様の措置を実施するため、所要の改正が行われるものであります。

関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

荒井総務部長

それでは、議案第29号から議案第32号の説明をさせていただきます。この4議案につきましては、すべて関連をしております。平成30年8月の人事院勧告により、国家公務員の一般職及び特別職の給与に関する法律の一部改正法案が平成30年11月28日に可決成立し、11月30日に公布されたことを受けまして、当市の一般職、常勤特別職、これは三役です。そして議員報酬が連動いたします。それと一般職の任期付職員の給与等について、同様の措置を講じるため、条例の改正を行い、あわせて関連する補正予算に人件費を計上したものでございます。

まず議案第29号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは平成30年の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市の職員の給料月額及び勤勉手当について、国家公務員と同様の措置を講じるための改正を行うとともに、あわせて所要の改正を行うものでございます。主な改正内容ですが、一般職の月例給については初任給が1,400円、若年層が1,000円程度、その他の職員が400円の引き上げとなるものでございます。また勤勉手当につきましては支給割合を0.05月分引き上げ、年間4.45月分とするものでございます。条例では第1条で給料月額の引き上げ、これは若年層重点の引き上げです。勤勉手当がただいま申し上げましたように0.05月分の引き上げでございまして、これは平成30年度12月期に反映をいたします。期末手当及び勤勉手当の期別支給割合の変更がこの第2条となります。平成31年6月と12月期の支給割合を同率とするものでございます。

次に、議案第30号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは平成30年の人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、本市の常勤特別職三役、そして議員報酬に連動いたします。その期末手当について国家公務員と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。第1条は期末手当を年0.05月分引き上げるものでございます。平成30年度は12月期に反映させます。第2条が期末手当の期別支給割合の変更でございます。平成31年度から6月と12月期の支給割合を同率にするものでございます。

次に議案第31号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは議案第29号及び議案第30号に関連し平成30年の人事院勧告に基づく国家公務員に係る法律の改正に準じまして、本市の任期付職員の給料月額及び期末手当について国家公務員と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

第1条ですが、給料月額の引き上げと期末手当は年0.05月分の引き上げとするものです。平成30年度は12月期に反映をさせるものでございます。第2条ですが、これ

は期末手当の支給割合の変更でございます。平成31年度から6月と12月期の支給割合を同率にするものでございます。

続きまして議案第32号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第6号です。この補正予算は、ただいま申し上げました3件の条例改正の内容を反映させる補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億6,205万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員

それでは何点かお聞かせいただきます。まず、議案第29号のところで毎回お聞きさせていただいているんですけども、今回の改定です、一般職の方の改定後の給与のモデル例を何例か教えていただけますでしょうか。

菊地人事課長

モデル例を申し上げます。具体例です。

23歳主事の場合、年額で給料が1万6,800円、勤勉手当が1万1,652円。基本給が上がりますと、期末とか地域手当に影響が出ますのでその跳ね返り分が3,610円。以上合計の3万2,062円になります。

36歳主幹の場合、年額で給料が8,400円。勤勉手当が1万6,286円、跳ね返り分、期末、地域手当の影響額が1,857円、合計で2万6,543円の引き上げになります。

続きまして、46歳係長の場合、年額で給料が4,800円、勤勉手当が2万2,206円、期末、地域手当の跳ね返り分が1,092円、合計で2万8,098円の引き上げになります。

続きまして、50歳課長補佐の場合、年額で給料が4,800円、勤勉手当が2万3,860円、期末、地域手当への影響分が1,091円、合計で2万9,571円の引き上げになります。

55歳課長の場合です。年額で給料が4,800円、勤勉手当が2万5,840円、期末、地域手当の跳ね返り分が1,121円、合計で3万1,761円の引き上げになります。

続きまして、59歳部長の場合、年額で給料が4,800円、勤勉手当が2万7,257円、期末、地域手当の跳ね返り分が1,121円、合計で3万3,179円の引き上げになります。

以上です。

後藤委員

詳細に教えていただいてありがとうございました。

もう1点、議案第29号でお聞きしたいのは、人事院勧告、国家公務員もそうですし、県職員の人事委員会の方でも今回宿直手当の見直し、具体にはプラス200円という改定が国家公務員、県職員ともなされているようですけれども、当市において、この点の検討というのはいかがだったのでしょうか。

菊地人事課長

宿直手当につきましては、当市では現在4,500円を支給しておりまして、今回の

人事院勧告で4,200円から4,400円ということでしたので、そこについては改定を予定しておりません。

以上です。

後藤委員

はい、わかりました。水準がそれより高かったのですね。了解です。わかりました。

続いて議案第30号の方をお聞きしたいと思います。それぞれ特別職三役の影響額を教えてくださいませんか。

菊地人事課長

今回の特別職の期末手当の改正につきましては、国家公務員の特別職給与法の一部改正に伴うものでございます。改正内容は常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を現行より0.05分月引き上げまして、年間3.25分月から年間3.3分月にするものでございます。改正による影響ですが、年額で市長が4万7,955円、副市長が4万307円、教育長が3万7,777円の増額になりまして、3人の合計では12万6,039円の増額になります。

また、この条例を準用いたします市議会議員の皆様の期末手当につきましても同様に0.05分月引き上げられます。その影響額ですが、年額で申し上げますと、議長が2万6,967円、副議長が2万4,322円、議員が2万2,885円の増となります。総額につきましては、定数22名で想定いたしますと、年額で50万8,989円の増額になるものです。

以上です。

後藤委員

ありがとうございます。議員の部分も教えていただきありがとうございます。

最後です。議案第31号のところで、こちらも一般職任期付職員さんの対象人数とその影響額についてお聞かせください。

菊地人事課長

任期付職員の状況ということで、今回の改正は一般職の給与条例の改正に合わせて任期付職員の給与月額を引き上げるものになります。勤勉手当の支給割合の増加分、及び給料の引き上げによる地域手当は期末手当の跳ね返り分、給与増に伴う共済費の増加分の合計が影響となります。

具体的に職種について申し上げますと、危機管理監が年額で給料8,400円、勤勉手当の増と地域手当の跳ね返り分を含めた職員手当が2万2,803円、共済費が4,138円で、合計3万5,341円。ご本人への支給につきましては、その共済費を除いた分という形になります。

あと、地域包括支援センターに職員がおりまして、年額で給料が1万3,200円、勤勉手当の増と地域手当の跳ね返り分が1万7,277円、共済費が3,010円の合計3万3,487円の増となります。職員が3人おりますので、掛ける3の10万461円の増となります。

あともう1人、農産物直売所の所長がおりまして、年額で給料が1万800円、勤勉手当・地域手当の跳ね返り分が2万801円、共済費が4,326円の合計3万5,927円の増となります。

これらを合計しますと、任期付職員5人の影響額総額が17万1729円となります。
以上です。

杉野委員

ちょっと細かなことです。細かい点ですが、新旧対照表の5ページ、それから6ページもあるんですけれども、あと、議案第35号にもありますけれども。例えば、第20条のところ、55ページ。6月支給と12月支給、前は差をつけていたんだけど、今度は差をつけないようになっていると、どういう背景があったんでしょうかね。

菊地人事課長

30年度は差があるのですが、来年度分から6月期と12月期が同じ率になっております。我々も実はこれ何でだろうっていうことで、人事院勧告、民間給与に準拠してということになっていますので、その民間給与も今6月と12月。昔は12月といいますと「餅代」ということで若干多く配分をしていた。盆と正月もありますので、そこら辺も変わってきたという意味なのかなということなんですけど、ここについては人事院勧告の方も内容を見てみますと、均等に配分しますという記載しかないものですから、改正した意図というのがやっぱり民間準拠くらいしかないのかなっていうふうな感じをしまして、私としてもちょっとなぜなのかなっていう思いはあります。

杉野委員

私も民間で賞与もらって、下期の12月はうれしいなと、こんなに差があるんだなという形でね、業績に応じてねっていうことで、12月はそういうことが多かったんですよ。ただ、組合側の方はね、期末手当は、月給、前取り後払い分なんだという意識があるのか、その辺から出てきたのかなと思ったんですが、後でわかったらまた教えてください。つまらないこと聞いて失礼しました。

札幌委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。採決は個別に行います。議案第29号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第29号、本案は原案の原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

札幌委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。次に、議案第30号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第30号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

札幌委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。次に、議案第31号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第31号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

札幌委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。次に、議案第32号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第32号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

札幌委員長

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

